

非営利組織体財務報告の検討 —財務的生存力評価の観点から—

日野修造

A Study on Financial Reporting for Not-for-Profit Organizations : A Viewpoint of Assessment for Financial Viability

Shuzo Hino
(2008年11月28日受理)

はじめに

アメリカの財務会計基準審議会（Financial Accounting Standards Board：以下、FASBと略称する）は、財務会計基準書第117号『非営利組織体の財務諸表』（Statement of Financial Accounting Standards No.117, Financial Statement of Not-for-Profit Organizations：以下、SFAS第117号と略称する）を公表している。アメリカでは政府会計基準審議会（Governmental Accounting Standards Board：以下、GASBと略称する）が作成した会計基準に従うべき組織体¹を除いて、全ての非営利組織体がこのSFAS第117号に従って財務諸表を作成している。そして、必要に応じて公認会計士による監査を受けている²。すなわち、大学、病院、博物館およびNPO法人などがSFAS第117号に従い財務報告を行い、公認会計士の監査を受けている。

企業会計と非営利組織体会計の違いは、特に純資産の分類にある。これは非営利組織体の資金源が、主に寄付であることがある。寄付者などの資源提供者は、提供した資産に拘束を課すことがある。したがって、非営利組織体会計では受託責任会計の比重が企業会計に比べて高くなる。そのことが純資産分類法に影響を与えていたと考えられる。

非営利組織体はサービスを提供するために必要な資源を外部から調達し、あるいは事業収入などを獲得することで調達しなければならない。そして、サービスを継続的に提供し、組織体を存続させなければならない。その能力を測る概念が財務的生存力³である。

財務的生存力は財務的弾力性⁴、ハードマネー創出能力⁵および純資産の維持によって測られる（理

由については第1章で述べている）。FASBは非営利組織体の純資産を「永久拘束純資産」、「一時拘束純資産」および「非拘束純資産」の3つに分類している。そして、「総計として純資産を維持しているかということよりも、ある区分の純資産を維持しているかどうかということのほうが重要である」（FASB [1985] , par.106 : 平松・広瀬 [2002] , p.336）と述べている。したがって、純資産の維持にはカテゴリー別維持も含まれる。

アメリカにおける非営利組織体の監査報告書を幾つか確認したところ⁶、いずれもFASB基準書に従って作成された財務諸表に対する監査が行われていた。ただし、この形式の財務諸表には、改善すべき、あるいは検討すべき問題があるように思える。財務的生存力を確認するには注記と財務諸表本体を照合し、入念に確認作業を行わなければならない。財務諸表本体について、その詳細を説明する役割を注記が果たすわけであるから当然のことといえる。しかし、もっと迅速に財務的生存力を示す情報の開示ができるものかと考える次第である。

そこで本稿では、非営利組織体の財務的生存力情報を開示するために最適と思われる財務報告について検討を行う。

第1章では、調達資源の特異性から来る財政状態と経営成績（非営利組織体の場合は経営という用語より、運営という用語が適切であると考えられるため、以下では運営成績と称する）の評価における企業会計との違いに着目して、財務的生存力情報の必要性について検討する。

第2章ではまず、財務的生存力情報を提供するために整理しておく必要がある問題について検討する。整理すべき問題とは純資産の維持と分類、寄付

金会計および減価償却の認識問題である。

第3章では、まず、財務的生存力情報を開示する、あるいは財務的生存力を評価する際の着眼点を明らかにすると共に、S F A S 第117号で提示された財務諸表に対する改善点を指摘する。次いで、財務的生存力評価をより可能にする財務諸表を提示し、検討を行う。

第1章 財務的生存力情報の必要性

1. 調達資源の相違

営利企業も非営利組織体も組織の外部から資源を調達し、組織運営を行っている。しかし、両者の調達資源の源泉には違いがある。営利企業のそれは株主からの払込や銀行からの借入である。これに対して非営利組織体のそれは寄付（補助金⁷を含む）である。

これら調達源泉の相違が、財務情報利用者の情報ニーズに影響を及ぼすことになる。F A S B は営利企業の財務情報利用者として、投資者、債権者およびその他の情報利用者を挙げている（FASB [1978] ,pars.32-33；平松・広瀬 [2002] ,p.25）。また、非営利組体の財務情報利用者として、①資源提供者、②用役利用者、③統制および監督機

関、および④管理者を挙げている（FASB [1980] ,par.29；平松・広瀬 [2002] ,pp.172-173）。営利企業では投資者および債権者が、非営利組織体では資源提供者が、上位に位置づけられている。これらの財務情報利用者がそれぞれ主要な利用者であると考えられる。

営利企業に資源を提供している投資者や債権者の関心事と、非営利組織体に資源を提供している資源提供者（補助金および寄付金を提供した国、地方公共団体、企業および個人など）のそれには違いが生じる。この相違は財務報告目的にも影響を及ぼすことになる。

2. 財務情報利用者の関心事と財務的生存力情報

F A S B の概念ステートメントに従えば、営利企業の財務報告目的も、非営利組織体の財務報告目的も、財務情報利用者の意思決定に有用な情報を提供するという点では、同じである⁸。またこれは、G A S B の概念ステートメントでも同様である⁹。しかし、財務情報利用者の関心事に違いがある。前述の通り営利企業の主な財務情報利用者は投資者と債権者である。非営利組織体のそれは資源提供者である。投資者の主たる関心事は企業の純利益であり、債権者の主たる関心事は債務返済能力である。これ

¹ 地方政府など、いわゆる官庁会計方式によって会計処理や財務報告を行っている組織体をいう。本稿で検討する非営利組織体には、これらの組織体は含んでいない。

² 広義の非営利組織体（地方政府、連邦政府およびその他の非営利組織体）に関する概念と実務について記した『政府および非営利組織体の会計』（Government and Not-for-Profit Accounting, Concepts and Practices）では、「地方政府に対してはGASB、連邦政府に対してはFASAB、そしてその他の非営利組織体に対してはFASBといったそれぞれ主要な基準設定主体が、アメリカ公認会計士協会（AICPA）が職業行為規定203に従った会計原則を設定する際に支持されている」（Michael [2007] ,p.24）と述べられている。

³ 財務的生存力については、日野 [2003] で詳細に検討している。

⁴ 財務的弾力性とは、原語では financial flexibility (FASB [1993b] ,par.9) といい、資源使途の自由度を示すものである。この点については、日野 [2003] ,pp.81-82で検討している。

⁵ ロバート N. アンソニーは非営利組織体の活動資源として、提供したサービスからの収益と寄付金による収入があると述べている。前者がハードマネーで後者がソフトマネーとしている（Anthony [1978] ,p.49）。ハードマネー創出能力とは、そのようなハードマネーを生み出す組織体の力をいう。この点については、日野 [2003] ,pp.77-79で検討している。

⁶ 大学ではサンフランシスコ大学、N P O 法人では全米退職者協会などの監査報告を確認した。

⁷ ここでいう補助金は、負担金、交付金、委託費、補給金および助成金などの総称として用いている。

⁸ 営利企業の財務報告の基本目的を記したS F A C 第1号では、「まず、投資および与信意思決定に有用な情報に広く焦点を合わせた基本目的から出発する」（FASB [1978] ,par.32；平松・広瀬 [2002] ,p.25）と述べられている。そして、「次いで、営利企業に投資または与信を行うことによって受領する現金の見込額およびこれらの現金受領見込額と当該企業にとっての現金受領見込額との関係という投資者および債権者の基本目的に焦点を絞る」（FASB [1978] ,par.32；平松・広瀬 [2002] ,p.25）と述べられている。

非営利組織体の財務報告の基本目的を記したS F A C 第4号でも、「資源提供者その他の情報利用者が、非営利組織体への資源を配分する際に合理的な意思決定を行うにあたって有用な情報に広く焦点を合わせた基本目的から出発する」（FASB [1980] ,par.33；平松・広瀬 [2002] ,p.175）と述べられている。

⁹ G A S B は財務報告の基本目的について、「財務報告の基本目的は、利用者のニーズと利用者が行う意思決定を考慮したものでなくてはならない」（GASB [1987] ,par.3；藤井 [2003] ,p.8）と述べている。

に対して寄付者などの資源提供者の関心事は利益や債務返済能力ではない。

非営利組織体への資源提供者は資源を提供した、あるいはこれから資源を提供する組織体が提供するサービスに関心がある。そして、そのサービスの提供が継続されることを望んでいると考えられる。つまり、資源提供者はサービスの内容とサービス提供継続能力に关心があるといえる。後者の能力を財務的生存力という。

サービスを継続させるということは、各年度の財政状態と運営成績が良好に保たれるという連鎖が継続しなければならない。そこで、単年度に焦点を当てる必要性が生まれる。単年度で評価する場合には、当該年度に提供すべきサービスに見合うだけの資源を調達しているかに关心の目が向けられることになる。そして、サービスを提供するための資源には、弾力性が必要である。当該年度に活用する資源は弾力的活用が可能な資源でなければならない。つまり、資源提供者などの財務情報利用者は財務的弾力性に关心があるといえる。

財務的弾力性を高めるためには、寄付金収入だけでなく、提供したサービスからの収益といったハードマネー創出能力も必要であると考えられる。非営利組織体が如何に自助努力を行って資源調達をしているかも財務情報利用者にとって重要な関心事といえる。

こうして非営利組織体は資源を調達してサービスを提供し、前述のような各年度間における良好な財政状態と運営成績の連鎖を保たなければならぬ。すなわち、毎期の純資産が維持されていなければならぬということである。したがって、資源提供者などの財務情報利用者の関心事としてカテゴリー別維持を含む純資産の維持に関する情報も考えられる。

これまでを整理すると、非営利組織体の財務情報利用者の関心事は、財務的生存力である¹⁰。そして、その財務的生存力は財務的弾力性、ハードマネー創出能力および純資産の維持によって評価されるということである。次章では財務的生存力評価を行うために必要なこれら3つの視点に関連して整理・検討が必要な事項について検討を行う。整理・検討が必要な事項とは、F A S B の非営利組織体会計に関する概念フレームワークおよび会計基準書作成過程で提出されたコメントレターなどで、多くの

意見・質問が寄せられた事項である。すなわち、寄付金会計と減価償却の認識問題である。これらの事項は非営利組織体会計について議論する際に、避けは通れない問題である。

第2章 財務的生存力評価との関連事項の整理と検討

本章ではまず、財務的生存力評価と純資産の分類の関係、および純資産分類と寄付金会計の関係について明らかにする。そして寄付金会計および減価償却の認識問題について検討する。

1. 純資産分類の意義

前述の通り、非営利組織体の財務的生存力は財務的弾力性、ハードマネー創出能力および純資産の維持（カテゴリー維持を含む）で測られる。これらは全て純資産の分類に関わるものである。財務的弾力性は提供された資源に対する拘束の有無・長短によって弾力性が判断されるものである。ハードマネーは自助努力によって創出されたものであり、拘束がない資源である。そして純資産の維持は、純資産のカテゴリー別維持を含むものである。カテゴリー別維持とは純資産を資源提供者の拘束により分類した各区分毎の維持を意味する。このように財務的生存力評価と純資産分類は密接に関わっている。換言すると、財務的生存力評価と寄付金の会計処理は密接に関わっているともいえる。なぜなら、非営利組織体の純資産の分類は、寄付を受け取った際にどの純資産のカテゴリーを増大させるかという判断が出発点となるからである。

2. 寄付金会計

前述のように非営利組織体が事業活動を行うための主な資源は寄付である。これら寄付により調達した資源は、資源提供者が課した拘束に従って使用される。したがって、寄付を受け取った際、純資産のどのカテゴリーを増大させるかが明らかにされなければならない。非営利組織体が受け取る寄付の形態として、貨幣性資産、有形固定資産、役務の寄付、寄付の約定、コレクション物件が考えられる¹¹。このうち、貨幣性資産の寄付は、資源提供者が課した拘束により、永久拘束支援、一時拘束支援、あるいは非拘束支援かの判断が下され、各カテゴリーに分類されるであろう。貨幣性資産の形態で受け入れた

¹⁰ 情報利用者は、サービスの内容にも关心があると思われるが、それは財務会計の役割ではない。したがってここでは、サービスの内容については領域外と判断している。

¹¹ ここで提示した寄付の形態は、S F A S 第116号に記された形態に従っている。

寄付は、受け入れた段階で資源提供者が課した拘束の有無や期間を明確にすることで分類可能である。これはその作業ができれば比較的容易に会計処理できる受け入れ資産の形態である。しかし、これ以外の寄付については詳細なる検討が必要である。

図表1は、貨幣性資産の寄付を除く各形態の寄付を受け取った場合に、いずれの純資産の増大として認識されるべきかを示したものである¹²。

図表1 寄付の形態別分類と支援類型

| 形態別分類 | 各種条件等 | 支援類型 |
|---------------|--|-------------|
| ① 有形固定資産の寄付 | 資源提供者が直ちに売却することに同意しているもので、受け取った期間に売却が決定しているもの | 非拘束 |
| | 売却について資源提供者の意志が不明なもの、および売却可能であるが時間拘束を付けるという会計方針の影響を受けるもの | 一時拘束 |
| | 永久に維持するという資源提供者の拘束がある土地 | 永久拘束 |
| ② 役務の寄付 | 非貨幣性資産を創出またはその価値を高めるもので、収益的支出に該当するもの 非貨幣性資産を創出またはその価値を高めるもので、資本的支出に該当するもの | 非拘束 一時拘束 |
| | 特別な技能を有する個人によって提供されているもので、もし、寄付として提供されないならば、一般的に購入する必要があると思われる特別な技能が要求されるもので、収益的支出に該当するもの | 非拘束 |
| | 特別な技能を有する個人によって提供されているもので、さらにもし、寄付として提供されないならば、一般的に購入する必要があると思われる特別な技能が要求されるもので、資本的支出に該当するもの | 一時拘束 |
| | 学生が提供するような特別な技能を要しないもので、提供がないとしても、一般的に購入する必要がないもの | 認識しない |
| ③ 寄付の約定 | 無条件の寄付の約定の締結 | 一時拘束 |
| | 条件付きの寄付の約定で、条件が満たされた時点 | |
| | 約定に基づき、実際に提供を受けた時点 | 再分類 |
| ④ コレクション物件の寄付 | 永久拘束3条件に合致する物件 | 永久拘束 |
| | 例外3条件に合致するコレクション物件 | 認識しない |

¹² ここで記した形態別分類と支援類型は、S F A S 第116号を中心として寄付について検討した日野〔2004b〕で得た結論をまとめたものである。

¹³ ただし、売却可能ならば非拘束支援と即判断できるものではない。寄付を受け取った期間に売却され、あるいは売却が決定されなければ一時拘束支援となる。

¹⁴ 詳細については、日野〔2004b〕のp.170で検討している。

¹⁵ この点については、FASB〔1993a〕のpar.9で述べられている。

¹⁶ 詳細については、日野〔2004b〕のpp.170-171で検討している。

¹⁷ 詳細については、日野〔2004b〕のpp.171-172で検討している。

¹⁸ S F A S 第93号の第6および第36パラグラフの記述から判断すると、次の3つの条件全てに合致するコレクション物件は減価償却を要求しないことになっている。

- ① 見積耐用年数が極端に長い。
- ② 永久に保存する価値がある。
- ③ 用役潜在力を低下させないように保存することが可能である。

図表1によると、①有形固定資産の寄付は売却可能であるかどうかで、非拘束支援か一時拘束支援に分類される¹³。ただし、永久に維持するという拘束付きの土地などは永久拘束支援と判断される。償却資産であれば時の経過とともにその価値が減少するため、提供された固定資産そのものを永久に維持することは不可能である。しかし、土地の永久維持は一般的に可能である¹⁴。

②役務の寄付については、非貨幣性資産の価値の創出・増大や、提供がなければ通常購入する特殊技能の提供といった条件を満たすものだけが認識される¹⁵。そしてそれが収益的支出であれば非拘束支援、資本的支出であれば一時拘束支援と考えられる。高校生によるボランティアなどは認識されない。また、図表1には記されていないが、資本的支出に該当するものを除く役務の寄付を財務諸表で開示する場合は、収益として認識すると同時に、同額を費用として認識することになる。提供された役務は、すでに事業活動において消費されているからである。¹⁶

③寄付の約定については、無条件の寄付の約定であれば締結時点で、条件が付加されているならばその条件が満たされた時点で、一時拘束支援と判断される。そして、これらの約定に基づき、実際にその寄付の提供を受けた時点で再分類される。この再分類は受け取った資産の性質や資源提供者の拘束により、永久拘束支援、一時拘束支援および非拘束支援として再認識されることになる¹⁷。

④コレクション物件の寄付については、芸術作品や歴史的財宝で永久拘束3条件¹⁸に該当するものだけが永久拘束支援に分類される。もし、この条件に該当しなければ、それはコレクション物件とはいえないため、簿外項目となるであろう。また、例外3条件¹⁹に該当する物件についても財務諸表では認識しない、これらの物件は注記することになる²⁰。

ここで検討した固定資産の支援類型別分類を、財務諸表においてどのように反映されるのかということが、財務的生存力情報を開示する上で重要な問題となる。なぜなら、財務的弾力性や純資産のカテゴリー別維持を評価できる財務諸表であるためには、整理しておかなければならぬ問題といえるからである。また、受託責任遂行状況を把握するのに有用な財務諸表を検討するためにも欠かせない問題ともいえるからである。

3. 減価償却の認識

(1) 減価償却の必要性

非営利組織体会計において減価償却を認識する必要性の有無については、議論が分かれるところである。しかし、非営利組織体が毎期同等のサービスの提供を継続させるためには、いずれまた、新たな寄付により同等の有形固定資産を入手しなければならない。または、買い換えをしなければならない。そのためには価値の減少部分を把握する必要がある。そしてそれを財務諸表で開示し、新たな有形固定資産調達の必要性を訴えなければならないと考えられる。

(2) 会計方針と開示方法

償却可能な有形固定資産の寄付について、それを提供する側の意思に着目する。資源提供者は、その提供した資産をサービス提供のために有効に使用して欲しいという願いをもって提供していると考えられる。この願いの中に、直ちに売却しその資金を使って有効なサービス提供を行って欲しいという意思が含まれているとは考えにくい。もし、その可能性があるならば提供の際に、その意思を表明しているはずである。仮に、その意思が表明されていても、売却が決定されない限り、一定期間保有されることになろう。一定期間保有するということは、その価値が減少していくことになる。すなわち売却後に入手できる資金が減少することになる。

FASBは耐用年数が経過するまで拘束を付ける

¹⁹ FASB第116号では、次の3つの条件全てに合致する場合は、そのコレクション物件を資産として認識しないことになっている(FASB [1993a] ,par.11)。

- ① 財務的利得ではなく、公共サービスを増進する公共的展示および教育または研究のために所有すること。
- ② 保護され、隔離され、手入れされ、保全されるものであること。
- ③ コレクション物件の項目の一部を売却した場合、その収入を当該コレクション物件の他の項目の購入に充当しなければならないという事業体の方針に従うこと。

²⁰ 詳細については、日野 [2004b] の pp.172-173 で検討している。

²¹ この点については、FASB [1993b] の par.16 で述べられている。

²² ただし、当該期間に売却されることが決定されている資産は除く。

²³ 減価償却費の開示方法については、日野 [2004a] の pp.195-198 で、詳述に検討している。

²⁴ このうちの②から④は、①の財務的生存力開示の問題に含まれる、あるいは関係する事項である。

という趣旨の会計方針を設定することを許容している²¹。しかし、上述の内容を考慮すると、会計方針の許容ではなく、寄付を受けたまたは寄付金で購入した償却資産の全てを一時拘束支援と判断すべきと考えられる²²。そして、事業活動計算書では減価償却費に相当する分だけを「収益・利得およびその他支援金の部」において、一時拘束欄から非拘束欄へ移し、減価償却費と対応表示することが最良の報告手法と考えられよう。

また、このように処理し、開示することは非営利組織体活動をより明確に財務報告することにも繋がる。減価償却費相当額を拘束解除し、非拘束純資産の増大原因とし、そこから同額の減価償却費を非拘束純資産の減少原因として報告するのであれば、相殺されて意味をなさないように思われる。しかし、提供したサービスとサービスを提供するために活用した資源を対応させ、活動状況を報告することは、非営利組織体の事業活動の内容をより詳細に開示することになると考えられる²³。

第3章 財務報告

1. 財務報告の視点と改善策

これまで述べてきたように非営利組織体の財務報告において留意すべき事項は、①財務的生存力の開示、②純資産の分類と開示、③寄付金の支援形態別分類と開示、および④減価償却の認識と開示である²⁴。これらの情報を開示するための財務諸表を考案することが本稿の最終目的である。そのための基点として FASB 第117号で提示された財務諸表を用いる。そして、アプローチの方法として、まず、本節では、上述の4点に照らしての FASB 財務諸表の問題点を明確にする(ただし、問題がなければ FASB の考え方そのまま踏襲することになる)。次いで、次節において、本節で明確になった問題点を克服した新たな財務諸表を提示し、検討を行う。

(1) 財務的生存力の視点から

a. 財務的弾力性評価

資金の流動性評価を可能にするために、企業会計では貸借対照表項目を流動性配列法によって配列する。S F A S 第 1 1 7 号では、流動性配列法と使途弾力性配列法²⁵により、非営利組織体の流動性、すなわち財務的弾力性評価を可能にしている。図表 3 は、S F A S 第 1 1 7 号で示された財務諸表に基づいて、筆者が作成したものである。F A S B の貸借対照表では、資産と負債は流動性配列法により、純資産は使途弾力性配列法により配列されている。

財務的弾力性評価を行う場合、純資産は「非拘束純資産」、「一時拘束純資産」および「永久拘束純資産」の順に区分表示することで判断することができる。しかし、資産の財務的弾力性評価はどうであろうか。資産は前述の通り、流動性配列法により配列されている。この配列だけでは、資産の弾力的運用に関する評価を行うためには不十分である。

図表 2 の貸借対照表の固定資産に着目していただきたい。そこには備品、建物、コレクション物件、土地および長期投資が表示されている。これらの固定資産の財務的弾力性を考えてみる。この非営利組織体は、これらの固定資産を使用し、サービスの提供を行っていると考えられる。もし仮に、この組織体に不測の事態が生じた場合、これらの資産を売却または支出し、サービス提供のための資金とすることができます。もし売却可能な固定資産であれば売却し、取り崩し可能である長期投資であれば取り崩すことで、サービス提供のための資金源とすることができます。この判断ができる貸借対照表であるべきである。

また、非営利組織体は受託責任会計の比重が企業会計に比べて高いといわれる。非営利組織体の受託責任という観点からも、各固定資産に対して資源提供者が課した拘束の影響が確認できる貸借対照表であるべきである。さらに、純資産の各カテゴリーとも整合性が確認できる貸借対照表であるべきである。つまり、貸方に示された純資産の各カテゴリーと、借方に示された各固定資産項目とが、どのように対応しているかを明確にすることで、受託責任遂行状況をより正確に開示すべきであるということである。

ある。

しかし、これらのこと踏まえると S F A S 第 1 1 7 号で示された貸借対照表では不十分である。固定資産の財務的弾力性評価を可能にし、純資産の各カテゴリーとの整合性がとれた貸借対照表を検討する必要がある。

b. ハードマネー創出能力評価とソフトマネーの表示

図表 2 の事業活動計算書を見ていただきたい。F A S B の事業活動計算書では、いずれの項目がハードマネーなのか分からず。ハードマネーをどれだけ自助努力によって創出しているかを評価するためには、ハードマネーとソフトマネーを区別表示した事業活動計算書が有用であると考えられる。

また、ソフトマネーについては、寄付金収入として一括計上²⁶するのではなく、補助金による収入や会費収入とも区別して開示した方が、より詳細に調達資源の性質が明らかになるとを考えられる。

(2) 純資産分類と寄付金会計の視点から

財務情報利用者が財務的弾力性に関する評価をするためには、調達した資源が使途弾力性に従って分類されなければならない。そして、そうして分類された調達資源が毎期維持されているかどうかの確認ができるように開示しなければならない。つまり、財務情報利用者が純資産のカテゴリー別維持に関する評価ができるよう開示しなければ、財務的弾力性評価は困難であるということである。もし仮に、企業会計に近い分類をしたとすれば、財務的弾力性評価は困難であろう²⁷。

純資産の分類については、F A S B が提示している貸借対照表と事業活動計算書の形式に従うことで、財務情報利用者のニーズを満たすと考えられる。しかし、調達時点における資源の分類、すなわち受け入れた寄付に対する拘束については、前述の通り貸借対照表の借方項目に対して資源提供者が課した拘束の影響を反映させ、開示する必要がある。

(3) 減価償却認識の視点から

F A S B 財務諸表において減価償却費はプログラム A・B・C の中に含められている。したがって、減価償却費の具体的な数値は見えない²⁸。ただし、F A S B は費用および損失の項目について、各費用や

²⁵ 使途弾力性配列法とは、筆者が命名したもので、日野 [2003] の p.84 で検討している。

²⁶ S F A S 第 1 1 7 号で示された事業活動計算書およびそれに関連する注記を確認したところ、補助金や会費収入を寄付金収入と一緒にしているとは述べられていない。ここでは、F A S B 基準書の問題点を指摘しているわけではなく、ソフトマネーの調達経緯をより明確に示す方策として述べている。

²⁷ 純資産分類法については幾つかあるが、その優劣については日野 [2006] で検討している。

²⁸ F A S B モデルでは、注記を参照することで、それぞれのプログラムの中に含まれる減価償却費を確認することになる。しかし、財務諸表本体だけで、減価償却費部分が確認できる方が一覧できるため、有用であると考えられる。

損失を示す名称での表示も示唆している²⁹。それに従えば、費用および損失の項目として、減価償却費を単独で表示することになる。

図表2の事業活動計算書では、各プログラムを実施するために要した費用である減価償却費が明示されていない。私見を先に述べると、減価償却費は経営管理費や資金調達費と同様に単独で表示すべきであると考えている。とはいっても、各プログラムを実施するに際して、各固定資産を使用していることを考慮すると、各プログラムの中に減価償却費を含めることも良しとするべきとも考えられる。判断が難しいところである。しかし、各プログラムの中に減価償却費を含める方法によると、非営利組織体が所有する償却資産がどのプログラムのために使用されたのかを特定しなければならない。この作業は困難であるように思われる。製造業などを営む組織体を除くと、一組織の固定資産は、組織体活動の全てを通じて使用されているケースが多いと考えられるからである。また、減価償却費は実際の支出を伴わないため、区別して表示し、一時拘束が解除された金額と対応表示した方が、誤解がないと考えられる。

したがって、事業活動計算書の「費用および損失の部」において、減価償却費は単独表示する方が良策と考えられる³⁰。

次に、「収益・利得その他の支援金の部」を見てみる。FASB財務諸表では時間拘束が解かれ、「一時拘束純資産」から「非拘束純資産」へと再分類された減価償却費部分が明確に示されていない。再分類された減価償却費相当分は「時間拘束の満了」という項目の中に含まれることになる。減価償却費以外の部分は、当該期間の事業活動に活用可能となった資金源である。減価償却費相当額は、使用による価値の減耗部分である。つまり、サービス提供のための資金源ではない。そこで、時間拘束が解かれた減価償却費に相当する純資産の再分類を受けて、事業活動計算書では、その部分を区別して単独で振替過程を表示するようにすべきと考えられる。またそうすれば、減価償却費との対応関係も、事業活動計算書から読み取ることができるようになる。

²⁹ FAS第117号では、「事業活動計算書は社会的役割に従って費用を報告し、注記において社会的役割毎にその費用の内訳を示しているが、そこで示されているそれぞれの項目のように、報告書において通常の分類によって開示してもよい」(FASB [1993b] ,par.159)と述べられている。

S F A S 第 1 1 7 号に示された注記の箇所では、各プログラム毎に費用の内訳が示されている。この内訳の中に減価償却費が示されている。

³⁰ たとえある特定のプログラムのためだけに使用する固定資産であっても、その資産を再調達するための努力は、組織体全体の活動を通じて行うものである。また、所有しているその固定資産は他の目的でも、使用することも可能であると考えられる。これらの点からの結論である。

図表2 貸借対照表および事業活動計算書

| | | 貸借 対 照 表 | | | |
|-------------------------------|--------|-------------------|------------|---------|--------|
| | | 20×1, 20×0年12月31日 | | (単位:万円) | |
| | | 20×1 | 20×0 | 貸借 対照表 | |
| 現金および現金同等物 | 1,600 | 1,500 | 支払債務 | 1,200 | 1,100 |
| 受取債権および未収利息 | 1,900 | 1,200 | 前受金 | 1,000 | 900 |
| 徴用資産および借入費用 | 1,200 | 1,100 | 未払補助金 | 600 | 600 |
| 未寄附金 | 400 | 500 | 追跡借入金 | 700 | 800 |
| 土地・建物・備品への投資に使 用が拘束されている資産 | 1,250 | 1,300 | 年金債務 | 600 | 500 |
| 備品 | 950 | 700 | 長期債務 | 700 | 800 |
| 繰入金 | 3,300 | 3,400 | 負債合計 | 5,000 | 4,700 |
| コレクション物件 | 1,500 | 1,500 | 非拘束純資産 | 2,000 | 1,900 |
| 土地 | 2,200 | 2,200 | 一時拘束純資産 | 3,000 | 3,100 |
| 長期投資 | 1,300 | 1,100 | 永久拘束純資産 | 5,000 | 4,800 |
| | | | 純資産総額 | 10,000 | 9,800 |
| 資産合計 | 15,000 | 14,500 | 負債および純資産総額 | 15,000 | 14,500 |

出所) FASB, Statement of Financial Accounting Standards No.717, Financial Statement of Not-for-Profit Organizations, June 1993, Appendix c, Statements of Financial Position(par.156)を基に、筆者が作成している。

事業活動計算書

| | | 事業活動計算書 | | | | |
|--------------------|-------|----------------|-------|--------|---------|--|
| | | 20×1年から20×2年まで | | | (単位:万円) | |
| | | 非拘束 | 一時拘束 | 永久拘束 | 合計 | |
| 収益・利得およびその他の支援金 | | | | | | |
| 寄付金収入 | 200 | 300 | 100 | 600 | | |
| 料金収入 | 150 | | | 150 | | |
| 長期投資からの収入 | 100 | 200 | 50 | 350 | | |
| その他の投資収入 | 50 | | | 50 | | |
| 長期投資からの未実現・実現純利得 | 50 | 50 | 50 | 150 | | |
| 拘束が解除された純資産 | | | | | | |
| プログラムに関する拘束の解除 | 200 | (200) | | | | |
| 設備取得に関する拘束の解除 | 100 | (100) | | | | |
| 時間拘束の満了 | 150 | (150) | | | | |
| 収益・利得およびその他の支援金の合計 | 1,000 | (100) | 200 | 1,800 | | |
| 費用および損失 | | | | | | |
| プログラムA | 300 | | | | 300 | |
| プログラムB | 250 | | | | 250 | |
| プログラムC | 200 | | | | 200 | |
| 経営管理費 | 100 | | | | 100 | |
| 資金調達費 | 50 | | | | 50 | |
| 費用および損失合計 | 900 | 0 | 0 | 900 | | |
| 純資産の変動 | | | | | | |
| 期首純資産額 | 100 | (100) | 200 | 200 | | |
| 期末純資産額 | 1,800 | 3,100 | 4,800 | 9,800 | | |
| 期末純資産額 | 2,000 | 3,100 | 5,000 | 10,000 | | |

出所) Statement of Financial Accounting Standards No.717, Financial Statement of Not-for-Profit Organizations, June 1993, Appendix c, Statement of Activities (par.157-159), format Bを基に、筆者が作成している。

(4) 改善策

これまでの検討を整理すると次の改善点が指摘できる。

- ① 備品、建物およびコレクション物件などの固定資産の弾力性評価を可能にする。
- ② ハードマネーとソフトマネーを区別し、ハードマネー創出能力評価を可能にする。
- ③ 債却資産の拘束解除部分を明瞭に表示し、減価償却費との対応を可能にする。

これら3点を考慮することで、非営利組織体の財務的生存力評価に有用な財務諸表になると考えられる。①については、貸借対照表の固定資産の区分において、それぞれの固定資産を弾力的運用が可能な順に、非拘束、一時拘束および永久拘束に区別表示

*³¹することになる。②については、事業活動計算書の「収益・利得およびその他の支援金の部」において、ハードマネーとソフトマネーを区別して表示することになる。そして③については、事業活動計算書の「収益・利得およびその他の支援金の部」において、一時拘束欄から非拘束欄への減価償却費相当分の再分類額を示すとともに、「費用および損失の部」で減価償却費を個別表示することになる。

次節において、以上の改善点を考慮した財務諸表を提示し、財務的生存力評価の観点から検討する。

2. 財務的生存力評価を可能にする財務諸表の検討

(1) 弹力性評価

図表3の貸借対照表は、資産の部が流動資産と固定資産に区別されている。そして固定資産の各項目について、各固定資産に及ぼす資源提供者が課した拘束の影響を考慮している。つまり、各固定資産の内訳を非拘束、一時拘束および永久拘束に区別して示している。³²

この方法によれば各固定資産の弾力性評価が可能となる。また、貸方の純資産の部に示された「非拘束純資産」、「一時拘束純資産」および「永久拘束純資産」の各金額との対応も確認できる。例えば「一時拘束純資産」について見てみると、20×1年度の純資産の部における「一時拘束純資産」の額は、3,000万円となっている。これに対応して、借方に固定資産として表示されている20×1年度における各項目の一時拘束に相当する金額を合計すると、同じく3,000万円（1,250+400+800+450+100）となる。「永久拘束純資産」についても、同じことがいえる。

「非拘束純資産」については、20×1年度において、貸方2,000万円に対して、借方合計2,500万円（550+1,000+750+200）である。借方が500万円超過している。これは、流動資産合計の4,500万円と負債合計の5,000万円との差額に等しい金額である。つまり、「非拘束純資産」2,000万円は固定資産として保有している2,500万円から、流動資産合計と負債合計の差額500万円を差し引いた2,000万円と計算されることになる。これを借方側から見ると、拘束がない固定資産は、「非拘束純資産」

2,000万円と借入債務500万円がその調達源泉と読み取ることになる。

F A S B の貸借対照表では純資産の部の各金額と借方項目がどのように対応しているかが確認できない。非営利組織体会計は受託責任会計の比重が企業会計より高いと考えられることからも、この手法の方が良策といえるであろう。

(2) ハードマネーとソフトマネーの区別

アンソニー報告書によると、寄付による収入がソフトマネーである。これには会費収入³³や補助金も含まれる。そして、入場料や施設使用料などの料金収入などがハードマネーである。図表3の事業活動計算書では、収益・利得およびその他の支援金の部をハードマネーとソフトマネーに区別して表示している。ソフトマネーについては、寄付金収入、会費収入および補助金収入を区別して、その調達の経緯をより明確に表示している。

このように区別することで、サービス提供を行うための資源が、どのような性質の資源に依存しているのかが明確になる。つまり、寄付、会費および補助金などに依存した部分と自助努力による部分とが明確になる。

財務情報利用者がある組織体が提供しているサービスの内容に満足しており、継続することを望んでいるが、入場料や会費などが高いという不満をもっていると仮定する。そのとき「非拘束純資産」の変動が大きくプラスであると、入場料や会費の値下げを要求すると考えられる。また、その変動額がゼロに近ければ、納得せざるを得ないと思われるし、マイナスであれば入場料や会費の値上げも致し方ないと判断すると思われる。あるいは、寄付をすることも考慮すると考えられる³⁴。

ソフトマネーは毎期固定的・安定的に受け入れることができる部分もあると思われるが、ソフトマネー総額としては、毎期固定的・安定的に受け入れられるという保証はない。したがって、提供するサービス内容の充実を図ることで、寄付などの受け入れを促進しなければならないであろう。このような財務上の実態を受益者等に報告し理解を得て、ソフトマネーによる資源調達の意義を明確に打ち出す必要があると考えられる。また、ソフトマネーだけ

³¹ ここでは3種類の拘束に従って示すとしているが、固定資産の種類によってはそのうちの2つないし、1つしか該当しないものもあると考えられる。

³² 流動性配列法または使途弾力性配列法により、一時拘束の備品、建物、コレクション物件等をまず先に表示し、次いで永久拘束の建物、コレクション物件および土地というように配列することも考えられる。

³³ 会費収入については、我が国において、寄付を集めやすくするための仕組みとして会費制度が導入されたという経緯がある。このことを踏まえて寄付の一種と解釈している。

³⁴ ここでは、他に無駄遣いがなかったと仮定している。

に頼った組織体運営では、そのサービス提供を継続させることができることも訴える必要があると考えられる。すなわち、ハードマネー創出の重要性を訴える必要があると考えられる。

ハードマネーとソフトマネーを明確に区別した図表3の事業活動計算書によれば、上記の意義を浸透させるために有効であると考えられる。すなわち、ソフトマネーを固定的・安定的に受け入れる必要性や、ハードマネー創出の重要性を広く一般に知らしめるために有効な開示方法であると考えられる。

(3) 時間拘束の解除と減価償却

図表3の事業活動計算書の「収益・利得およびその他の支援金の部」における拘束解除による再分類箇所に注目していただきたい。FASBの事業活動計算書と異なるところは、時間拘束が満了となり拘束が解除された金額を2つに区別しているところである。図表3では、償却資産について認識された減価償却の部分を、その他の時間拘束が解かれた部分から区別している。そして、「費用および損失の部」で減価償却費を区別表示し、対応させることができるようになっている。このように開示することで、非営利組織体が所有する有形固定資産の減耗額を明確に財務諸表本体で把握することができる。

この時、減耗した有形固定資産が耐用年数経過後に再調達すべきものかどうかに注目する必要がある。減耗した有形固定資産が、その組織体がそれまでと同等のサービス提供を継続するために不可欠なものであれば、再調達することになるであろう。

償却資産の全てが再調達を必要とするものではないかも知れないが、通常であるならば、その大部分がサービス提供のために用いられていると考えられる。図表4の事業活動計算書では、毎期減価償却費相当額が「一時拘束純資産」の減少原因として開示されることになる。このことは、将来に備えて、減耗した有形固定資産を再調達するための資源を獲得しておく必要があることを意味する。つまり、「一時拘束純資産」の維持が必要ということである。

また、減価償却費に関する時間拘束の解除は、100万円であり、当期に費用として計上された減価償却費は150万円であることにも注目すべきである。この差額50万円は、永久拘束としてその名目額の維持が必要な固定資産と、余剰資金で調達した非拘束として所有している固定資産の減価償却費である。これらの資産は、非拘束資源から毎期確保しなければならない金額である。そうして確保された非

拘束の資金源からいずれ再調達されることになる³⁵。あるいは、固定資産取得目的で拘束されている資源（一時拘束支援として提供された資産）で、再調達されることになる。

このように、図表3の事業活動計算書によれば、減耗した有形固定資産の再調達のための資源確保の妥当性評価が可能となる。

図表3 改良を加えた貸借対照表および事業活動計算書

| 項目 | 貸 借 対 照 表 | | | |
|-------------------------------|-----------|--------|------------|---------|
| | 20×1 | 20×0 | 資産・負債 | (単位:万円) |
| 資産の部 | 20×1 | 20×0 | 負債の部 | |
| 流动資産 | | | 流动負債 | |
| 現金および現金同等物 | 1,600 | 1,500 | 支払依頼 | 1,200 |
| 受取賃料および支度料 | 1,300 | 1,200 | 前受金 | 1,000 |
| 繰延費用および前払費用 | 1,200 | 1,100 | 未払補助金 | 800 |
| 未収寄付金 | 400 | 500 | 短期借入金 | 700 |
| | 4,500 | 4,300 | | 800 |
| | | | 流动負債合計 | 3,700 |
| 流动資産合計 | 4,500 | 4,300 | | 3,400 |
| 2.非現金 資産への投資と 内部改修を行なうべき資産 | | | 年金債務 | 500 |
| 備品 | 550 | 320 | 後期債務 | 700 |
| 小計 | 550 | 320 | | 800 |
| 備品 | 400 | 360 | 固定負債合計 | 1,200 |
| 小計 | 400 | 360 | 貯蓄合計 | 5,000 |
| 機器 | | | 非拘束純資産 | 8,000 |
| 小計 | 850 | 700 | 一時拘束純資産 | 1,500 |
| 機器 | 1,000 | 1,020 | 永久拘束純資産 | 3,000 |
| 小計 | 1,000 | 1,020 | 純資産総額 | 5,000 |
| 一時拘束 | 800 | 870 | | 4,800 |
| 永久拘束 | 1,500 | 1,500 | | 10,000 |
| コレクション物 | | | 負債および純資産総額 | 9,800 |
| 永久拘束 | 1,500 | 1,500 | | |
| 土地 | | | | |
| 永久拘束 | 750 | 750 | | |
| 一時拘束 | 450 | 450 | | |
| 永久拘束 | 1,000 | 1,000 | | |
| 小計 | 3,800 | 3,400 | | |
| 長期投資 | | | | |
| 小計 | 2,500 | 2,800 | | |
| 長期投資 | | | | |
| 非拘束 | 200 | 200 | | |
| 一時拘束 | 100 | 100 | | |
| 永久拘束 | 1,000 | 800 | | |
| 小計 | 1,200 | 1,100 | | |
| 固定資産合計 | 10,600 | 10,900 | | |
| 資産総額 | 15,000 | 14,800 | | |
| | | | 負債および純資産総額 | 15,000 |
| | | | | 14,500 |

出所 FASB Statement of Financial Accounting Standards No.117, Financial Statement of Not-for-Profit Organizations, June 1993, Appendix c, Statement of Financial Position (p.156)を基に、筆者が改良を加え作成して
いる。

事業活動計算書

| | 事業活動計算書 | | | | |
|-------------------|----------------|-------|-------|--------|-------|
| | 20×1年から20×2年まで | 非拘束 | 一時拘束 | 永久拘束 | 合計 |
| 収益・利得およびその他の支援金 | | | | | |
| ソフトマネー | | | | | |
| 寄付金収入 | 50 | 200 | 100 | 350 | |
| 会費収入 | 50 | | | 50 | |
| 補助金収入 | 100 | 100 | | 200 | |
| ソフトマネー合計 | 200 | 300 | 100 | 600 | |
| ハードマネー | | | | | |
| 料金収入 | 150 | | | | 150 |
| 長期投資からの収入 | 100 | 200 | 50 | 350 | |
| その他の投資収入 | 50 | | | 50 | |
| 長期投資からの未実現・実現純利得 | 50 | 50 | 50 | 150 | |
| ハードマネー合計 | 350 | 250 | 100 | 700 | |
| 拘束解除による再分類 | | | | | |
| プログラムに関する拘束の解除 | 200 | (200) | | | |
| 設備取得に関する拘束の解除 | 100 | (100) | | | |
| 時間拘束の満了 | 50 | (50) | | | |
| 減価償却費相当額の拘束解除 | 100 | (100) | | | |
| 拘束解除による再分類合計 | 450 | (450) | | | |
| 収益・利得およびその他の支収金合計 | 1,000 | (100) | 200 | 1,300 | |
| 費用および損失 | | | | | |
| プログラムA | 250 | | | | 2,300 |
| プログラムB | 200 | | | | 250 |
| プログラムC | 170 | | | | 200 |
| 経営管理費 | 80 | | | | 100 |
| 資金調達費 | 50 | | | | 50 |
| 準備費 | 150 | | | | |
| 費用および損失合計 | 900 | 0 | 0 | 2,200 | |
| 純資産の変動 | 100 | (100) | 200 | 200 | |
| 期首純資産額 | 1,800 | | 3,100 | 4,800 | 9,800 |
| 期末純資産額 | 2,000 | 3,000 | 5,000 | 10,000 | |

出所 Statement of Financial Accounting Standards No.117, Financial Statement of Not-for-Profit Organizations, June 1993, Appendix c, Statement of Activities (p.157-159), format Bを基に、筆者が改良を加え作成している。

³⁵ 非拘束の資金源だけで新たな固定資産を調達することが困難な状況が想定される。その場合に備えて、固定資産取得目的で寄付を募り、一時拘束純資産を増大させる寄付として再調達まで、拘束しておくことも必要であろう。

おわりに

本稿は、財務的生存力情報を開示すべきということを前提に、非営利組織体の財務報告について検討を行った。財務的生存力は、財務的弾力性、ハードマネー創出能力および純資産の維持（カテゴリー別維持を含む）に関する情報から評価する。財務的弾力性とは、資源使途の自由度を測るものである。ハードマネーとは、組織体の自助努力により獲得した事業収入などである。そして、純資産の維持とは、組織体の純資産が過去の期間と比べて減少していないかどうか確認するもので、カテゴリー別維持も含んで判断される。ここでいうカテゴリーとは非営利組織体の純資産を「永久拘束純資産」、「一時拘束純資産」および「非拘束純資産」の3つに分類した場合の各純資産の区分をいう。

FASBはSFA第117号を公表し、非営利組織体の財務諸表の雰形を提示した。現在、アメリカの非営利組織体は、このFASBモデルに従って財務報告を行っている。しかし、これには改善すべき問題、あるいは検討すべき問題がある。本稿では、FASBモデルを基点として、財務的生存力評価を行うために改善すべき、あるいは整理すべき問題について検討した。具体的には次の問題について検討した。

①資産配列の問題

②ハードマネーとソフトマネー区別の問題

③純資産の分類法と寄付金会計の問題

④減価償却費の問題

①については、FASBモデルの資産配列について、流動性配列法が採られているが、流動性配列法のみでは財務的弾力性評価が十分に行えないことを明らかにした。②については、FASBモデルではハードマネーとソフトマネーの区別がないため、ハードマネー創出能力評価が困難であることを明らかにした。③の純資産の分類については、FASB分類が適していると判断した。そして、受け取った寄付の分類についても整理・検討した。④については、減価償却の認識と純資産の維持との関連性から判断して、FASBモデルには問題があることを指摘した。

これら検討の結果として、次の3つの改善策を指摘した。

①備品、建物およびコレクション物件などの固定資産の弾力性評価を可能にする。

②ハードマネーとソフトマネーを区別し、ハードマネー創出能力評価を可能にする。

③償却資産の拘束解除部分を明瞭に表示し、減

価償却費との対応を可能にする。

そして、この3つの改善策に従ってFASBモデルに改良を加えた新しい財務諸表を作成し、提示した。図表3の財務諸表である。図表3では財務的弾力性評価がより明快に行えるように、資産配列を工夫した。ハードマネー創出能力評価についても、評価が容易に行えるように事業活動計算書を工夫した。また、減価償却の認識についても、事業活動計算書に工夫を凝らした。

現時点では、本稿で結論として提示した財務諸表の形式が、非営利組織体の財務的生存力を評価するためには最善の報告手法であると考えている。しかし、今後もさらに検討を加え、より深化・浸透させることができるように研究を深めたいと考えている。

引用および参考文献

(和書)

- (1) 杉山学・鈴木豊編著 [2002]『非営利組織体の会計』中央経済社。
- (2) 日野修造 [2003]「非営利組織体の財務的生存力と純資産」『福岡大学大学院論集』第35巻第1号。
- (3) 日野修造 [2004a]「非営利組織体の減価償却と財務報告」『福岡大学大学院論集』第36巻第1号。
- (4) 日野修造 [2004b]「非営利組織体の寄付金会計」『福岡大学大学院論集』第36巻第2号。
- (5) 日野修造 [2006]「非営利組織体会計における純資産分類の検討」『会計』第170巻1号
- (6) 平松一夫・広瀬義州訳 [2002]『FASB財務会計の諸概念（増補版）』中央経済社。
- (7) 藤井秀樹監訳 [2003]『GASB／FASB会計の概念フレームワーク』中央経済社。

(洋書)

- (1) FASB [1978] , *Statement of Financial Accounting Concepts No.1, Objective of Financial Reporting by Business Enterprises.*
- (2) FASB [1980] , *Statement of Financial Accounting Concepts No.4, Objectives of Financial Reporting by Nonbusiness Organizations.*
- (3) FASB [1985] , *Statement of Financial Accounting Concepts No.6, Elements of Financial Statements.*
- (4) FASB [1987] , *Statement of Financial Accounting Standards No.93, Recognition of*

- (5) Depreciation by Not-for-profit Organizations.
FASB [1993a] , *Statement of Financial Accounting Standards No.116, Accounting for Contributions Received and Contributions Made.*
- (6) FASB [1993b] , *Statement of Financial Accounting Standards No.117, Financial Statement of Not-for-Profit Organizations.*
- (7) GASB [1987] , *Statement of Concepts No.1, Objectives of Financial Reporting.*
- (8) Michael H. Granof [2007] , *Government and Not-for-Profit Accounting, Concepts and Practices, John Wiley & Sons, INC.*
- (9) Murray Dropkin,James Halpin [2007] , *Bookkeeping for Nonprofits, JOSSEY-BASS.*
- (10) Richard F. Larkin, Marie DiTommaso [2004] , *Interpretation and Application of Generally Accepted Accounting Principles for Not-for-Profit Organizations, John Wiley & Sons, INC.*
- (11) Robert N. Anthony [1978] , *FASB Research Report, Financial Accounting in Nonbusiness Organizations : An Exploratory Study of Conceptual Issues.*
- (12) Robert N. Anthony [1989] , *Should Business and Nonbusiness Accounting Be Different?, Harvaed Business School Press.*